

政策 I-1-(2)-①

1. 政策及び16年度重点施策等

<b>政策</b>	リスクに対応した実効性のある検査の実施
<b>16年度 重点施策</b>	① 検査に係る基本方針にて実施方針を策定し、基本計画に従い実施 ② 情報収集・分析態勢の強化 ③ 必要に応じてマニュアルの整備・見直しを行うなど、金融情勢の変化等に対応した検査の実施
<b>参考指標</b>	① 業務・財務の健全性及び前回検査実施時期等に応じた検査の実施状況、重点検証項目別検査指摘状況 ② 検査監督連携会議開催状況 ③ 検査監督データシステムの整備状況 ④ マニュアル等整備検討状況 ⑤ 検査実施状況（検査モニター結果等）

2. 政策の目標等

<b>法定任務</b>	金融機能の安定
<b>基本目標</b>	金融機関が健全に経営されていること
<b>重点目標</b>	金融機関のリスク管理態勢が確立されていること

3. 政策の内容

- (1) 金融機関を取り巻く諸問題に的確に対応する観点から、各業態固有のリスクを踏まえつつ、検査における重点検証項目などを盛り込んだ検査に係る基本方針にて実施方針を策定し、基本計画に従い検査を実施しました。
- (2) 検査計画策定時、立入検査開始前などの各段階において、監督局と連携の上、情報収集・分析態勢を強化することとしました。また、検査監督データシステムについては、検査・監督両面から更に有効活用しうるデータベースとなるよう充実に向けた検討を行うこととしました。
- (3) バーゼルⅡや金融情勢の変化に対応するため、検査マニュアルの整備等に向けて検討するとともに、検査手続に係る指針や評価制度の導入を検討することとしました。

4. 平成16事務年度における事務運営についての評価

- (1) 検査に係る基本方針にて実施方針を策定し、基本計画に従い実施
  - ① 主要行グループに対する深度ある検査の一層の推進  
 主要行グループについては、通年・専担検査体制の下、資産査定の厳格化の徹底等を図り、深度ある検査を一層推進しました。このため、自己査定と検査結果の集計ベースでの格差公表、大口債務者に対する主要行間の債務者区分の

統一、繰延税金資産の厳正な検証等を継続して実施しました。

金融機関による自己査定と検査結果の集計ベースでの格差をみると、貸出金分類額及び償却・引当額の乖離状況は、一巡目でそれぞれ35.9%、47.1%であったものが、四巡目には5.9%、7.2%となっており、厳格な資産査定が浸透しつつあるものと考えています。

繰延税金資産の計上額の妥当性について厳正に検証を行いました。主要行全11行の繰延税金資産のTier 1に占める割合の推移をみると、15年3月期59.9%、15年9月期42.5%、16年3月期36.3%、16年9月期32.7%、17年3月期27.2%となっており、繰延税金資産の適正な計上に寄与したものと考えています。

上記の施策に加え、主要行の不良債権問題の終結を目指し、金融再生プログラムの達成を確実なものとするため、主要行全11行に対して、16年9月期を対象とした特別検査を実施しました。また、大口与信管理態勢検査を実施しました。

こうした施策があいまって、特別検査対象債務者の大口要管理先への引当率が15年3月期22%から16年9月期53%と大幅に上昇するなど、貸倒引当金が手厚くなった一方、不良債権処理コストは、15年3月期1.3兆円から16年9月期0.4兆円に低下しており、不良債権問題の正常化に寄与したものと考えています。

更に、金融再生プログラムの最終段階に当たり、16年9月期の特別検査の対象債務者の一部に対して、17年3月期における適正な債務者区分の確保を図るため、リアルタイムで特別検査限定フォローアップを行いました。

## ② ペイオフ解禁拡大への対応状況についての検証

ペイオフ解禁拡大を控え、17年3月末までに地域金融機関に対する金融検査マニュアルを適用した2巡目検査を実施しました。また、預金保険機構と連携して、17年3月末までに対象となるすべての金融機関に対し、名寄せデータの整備状況について検証したほか、決済用預金の導入のためのシステム変更に係るシステムリスク、事務リスク管理態勢等を検証しました。

これらの検証は、ペイオフ解禁拡大の円滑な実施に寄与したものと考えています。

## ③ 重点的かつ機動的な検査の実施及び双方向の議論

各金融機関のリスク特性等に応じて、検証範囲を特定のリスクカテゴリに限定した検査を実施するとともに、経営管理の重要性に鑑み、検査班と金融機関の経営陣等との双方向の議論をより一層充実させることにより、深度ある検査を実施しました。これらの施策によって、検査を各金融機関のリスクに対応した実効性のあるものにしたと考えています。

#### ④ 検査計画の実施状況

平成16検査事務年度において、銀行等（銀行持株会社を含む）については、105件の検査を実施したほか、信用金庫・信用組合等の協同組織金融機関について237件、保険会社について15件、証券会社等について88件、その他の金融機関について357件の検査をそれぞれ実施しました。主要行グループに対しては、通年・専担検査体制の下で、専門性が高く継続的な検査の実施を行ったほか、地域金融機関に対しては、金融検査マニュアルを適用した2巡目検査を17年3月末までに実施しました。

上記のように、検査基本方針に基づき、主要行グループに対する深度ある検査の一層の推進等に努めた結果、主要行の不良債権比率は8.4%（14年3月期）から2.9%（17年3月期）へと低下しており、「金融再生プログラム」における不良債権比率の半減目標の達成に寄与したものと考えています。また、ペイオフ解禁拡大への対応状況の検証を行い、対応の遅れやシステム上の問題点などについて指摘し、改善を促した結果、ペイオフ解禁拡大の円滑な実施に寄与したものと考えています。

これらの施策のほか、重点的かつ機動的な検査など、検査基本指針に掲げた各種のリスクに対応した検査に係る検証を行い、金融機関のリスク管理態勢の問題点などについて指摘し、改善を促した結果、金融機関のリスク管理態勢の改善に寄与したものと考えています。

#### （2）情報収集・分析態勢の強化

16年8月に金融庁において検査・監督連携会議を開催し、検査事務年度開始に当たり、検査・監督の重点検証事項に関する意見交換を行いました。また、10月に各財務局においても、同様に検査・監督連携会議を実施しました。更に、17年2月及び3月にも金融庁において検査・監督連携会議を開催し、金融情勢の変化に対応した検査・監督の対応等について活発な意見交換を行いました。このほか検査局、監督局の間で日常的な情報交換に努めました。

業務・システム最適化計画の策定のための見直し方針策定作業に関しては、外部コンサルティング業者の支援の下、検査局及び監督局が保有する情報を、双方が有効に活用し得る仕組みを構築することなどを内容とする見直し方針を策定しました。

16年9月に、検査中の被検査金融機関名を公表した上で一般の利用者から当該金融機関についての情報を受け付ける検査情報受付窓口を設置しました。検査情報受付窓口寄せられた情報は、17年6月までに、775件に達しています。寄せられた情報については、検査班に迅速に連絡することにより、検査における検証

の実効性の向上に寄与しています。

こうした各種施策があいまって検査に関する情報収集・分析態勢については強化されているものと考えています。

(3) 必要に応じてマニュアルの整備・見直しを行うなど、金融情勢の変化等に対応した検査の実施

金融システムを巡る局面は「金融再生プログラム」の実施等により不良債権問題への緊急対応から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す「金融改革プログラム」に基づいた諸施策の検討、実施が課題となっています。金融検査についても、「金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けた取組みの促進」、「検査の透明性・予測可能性等の向上や「双方向の議論」の促進」、「メリハリのある検査の実施やその更なる効率化の推進」等を目指し、「金融検査に関する基本指針」、「金融検査評価制度」等に係る検討を行いました。

① 金融検査に関する基本指針

金融改革プログラム工程表において、「平成 17 事務年度からの検査への適用に向け、『検査手続に係る指針（検査実施における行動規範）』を策定・公表」することを掲げ、検査の具体的な実施手続を明確化し、そのプロセスの予測可能性を高めることなどを主眼とする「金融検査に関する基本指針」を策定しました。策定に当たっては、検査局内に設置したワーキング・グループにおける 18 回にわたる会議による検討や金融機関等からのヒアリング及びパブリックコメントを経て、17 年 7 月 1 日に各財務局等に発出し、公表しました。

また、併せて検査モニター制度、意見申出制度等の検査上の運用改善も実施しました。

② 金融検査評価制度

金融改革プログラムにおいて、「財務状況のみならず、様々な観点からの、検査における評価制度の導入等によるメリハリの効いた効果的・選択的な行政対応」を掲げ、金融検査の結果について段階評価を示すことで、金融機関自身の経営改善に向けての動機付けとすることなどを主眼とする「金融検査評価制度」を策定しました。外部の有識者を加えた「評価制度研究会」を検査局内に設置し、評価制度のあり方について専門的・技術的観点から検討を行い、15 回にわたる当研究会における検討及びパブリックコメントを経て、17 年 7 月 1 日に「金融検査評価制度」を各財務局等に発出し、公表しました。

「金融検査に関する基本指針」及び「金融検査評価制度」等の策定は、「金融改革プログラム」の下、金融機関のガバナンスの向上とリスク管理の高度化を通じた健全な競争を促進させるとともに、金融情勢の変化に対応した検査の実施に寄

与するものと考えています。

## **5. 今後の課題**

- (1) 金融行政が、不良債権問題への緊急対応を脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面へと移行していく節目において、金融検査は、利用者及び国民経済の立場に立ち、その透明性、効率性、実効性の確保等を図りつつ、金融機関の自主的かつ持続的な経営改善に向けた取組みを促進することが求められています。このため、「金融検査に関する基本指針」及び「金融検査評定制度」等の下、厳正で実効性のある検査に努める必要があります。
- (2) 近年、貸出資産の健全性を重視した検査を実施してきましたが、個々の金融機関の実態に即して、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢についてプロセス・チェックに重点を置いた検証を行う必要があります。
- (3) また、新たな取引形態・商品に対応可能な検査態勢の整備に努めるほか、信託業法及び保険業法の改正を踏まえた対応、金融コングロマリットへの対応を行う必要があります。これらの点を平成17検査事務年度検査基本方針にも明示しています。
- (4) 上記のような新たな局面にふさわしい検査、利用者保護等への新たな対応、検査の質の向上や目線の統一等の実施のため、検査官へのサポート体制・人材育成を行う必要があるほか、検査におけるノウハウの共有化やそのためのシステムの整備などにも取り組む必要があります。
- (5) 更に、必要に応じ検査マニュアルの整備を行うなど、金融情勢の変化に対応した検査の取組みについても、引き続き検討する必要があります。
- (6) 以上を踏まえ、18年度において、上記の検査等の実施のため、予算・機構定員要求を行う必要があります。

## **6. 当該政策に係る端的な結論**

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。